**平成２７年（フ）第１７５３号**
横浜市保土ケ谷区上菅田町951番地　笹山団地51棟201号
債務者　田中　義徳
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　勝弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１８２号**
福岡県久留米市善導寺町飯田350番地１
債務者　田中建設こと　田中　義將
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２７年（フ）第１８３号**
福岡県久留米市国分町1298―５、住民票上の住所福岡県久留米市善導寺町飯田350番地１
債務者　田中　久美
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２７年（フ）第２４４号**
佐賀市大財北町４番4405号
債務者　松本　泰彦
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　弘志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第３７５６号**
大阪府池田市五月丘２丁目２番16号　203号
債務者　森脇　信子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　晃弘
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２７年（フ）第４７号**
長野県伊那市西町6061番地11
債務者　網野　幸治
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２７年（フ）第３２号**
和歌山県東牟婁郡串本町大島141番地
債務者　西本真奈美（旧姓松山）
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２７年（フ）第７４号**
岐阜県大垣市開発町１丁目13番地　和合団地Ｊ―202
債務者　小牧　和政
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２７年（フ）第１６９８号**
大阪市城東区古市２丁目２番21号　オルバス関目101
債務者　刈谷　　樹
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３４１０号**
大阪府吹田市千里山西６丁目34番10―103号
債務者　小畑恵英子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３４７５号**
大阪府豊中市服部豊町２丁目５番１号
債務者　石堂　由依
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３５１４号**
大阪市西淀川区姫里１丁目25番６号　メゾン三原303号室
債務者　雨宮　秀樹
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３５４６号**
大阪市浪速区大国２丁目２番10号
債務者　山内　広一
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３５８８号**
大阪府摂津市千里丘３丁目２番28―106号
債務者　眞浦　幸夫
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３６０９号**
大阪市生野区巽南３丁目19番43―101号
債務者　福井あゆみ
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３６８６号**
大阪市淀川区木川東２丁目16番21号　アベニール木川202号
債務者　小島　有蔵（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３８６３号**
大阪府豊中市本町３丁目７番49号202号、前住所大阪府豊中市利倉西１丁目４番25―302号
債務者　冨田亜裕子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３９８４号**
大阪市大正区小林東２丁目３番３―504号
債務者　植木　礼奈
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部